

# 仕 様 書 (リース、レンタル用)

総合企画局デジタル化戦略推進室

(担当:古山、三田 電話 222-3257)

件 名	交通局無線化用ネットワーク機器等一式賃貸借
契 約 期 間	令和8年12月1日～令和13年11月30日
契 約 条 件	<p>1 支払方法 年度払い。ただし、端数が生じた場合は初回支払に含めるとともに、初年度支払は4箇月分、最終支払は8箇月分とすることから、支払い金額については以下の通り。</p> <p>(1) 令和8年度 契約金額の60分の4(端数含む)</p> <p>(2) 令和9～12年度 契約金額の60分の12(小数点切り捨て)</p> <p>(3) 令和13年度 契約金額の60分の8(小数点切り捨て)</p> <p>2 期間満了後の物件の取扱い</p> <p>業者引取り ・ 本市無償譲り受け</p> <p>※ ただし、引続き利用可能なソフトウェア及びライセンスについては本市無償譲受とする。</p> <p>3 保守管理</p> <p>含む ・ 含まない</p> <p>詳細については、次頁以降の詳細仕様書参照</p> <p>4 予算が減額されたときの措置 この契約は、「長期継続契約」とする。</p> <p>(1) 京都市(以下「本市」という。)は、翌年度以降において当該賃貸借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。</p> <p>(2) (1)の規定により、本市がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受注者(複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。)の取得費用及び付随費用の合計額が、既に本市が受注者に対して支払った賃貸借料を上回っていても、受注者は、その差額を本市に請求することはできない。</p> <p>(4) 受注者は、(2)に定めるもののほか、(1)の規定により本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。</p> <p>5 その他 詳細仕様書は契約課で交付する。</p>

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。